

上田市子ども・子育て会議について

- 1 機関名称 上田市子ども・子育て会議
- 2 設置根拠 上田市子ども・子育て会議条例
- 3 任 務 子ども・子育て支援法第77条に規定する任務
上田市の子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要事項や施策の実施状況について調査審議すること。
- 4 定 数 20人以内
- 5 委員構成 子どもの保護者、子ども・子育て支援事業の関係者、医療関係者、経営者団体の代表、労働者団体の代表、地域団体の代表、学識経験者等
- 6 任 期 2年（令和6年7月27日まで）
- 7 会議の開催
 - 第1回 令和6年 4月24日（水）会場：健康プラザうえだ 多目的ホール
 - 第2回 令和6年 5月15日（水）会場： //
 - 第3回 令和6年 7月29日（月）会場： //
 - 第4回 令和6年 9月26日（木）会場： //
 - 第5回 令和6年11月15日（金）会場： //
 - 第6回 令和7年 2月 4日（火）会場： //
- 8 会議の公開・非公開
会議は原則公開とします。

上田市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 4 日

条例第 34 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定により、子ども・子育て支援に関する事項について審議するため、上田市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、子どもの保護者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第 6 条 子ども・子育て会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

(補則)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

「第3次上田市子ども・子育て支援事業計画」の策定について

1 趣旨・目的

子育て世代の多様なニーズ等に応え、具体的な支援施策を推進するため、子ども・子育て支援法に基づく「第2次上田市子ども・子育て支援事業計画」が、令和6年度に最終年度を迎える。

そのため、令和5年度に実施した子育て世代や子どもへのアンケート調査及び、ワークショップの結果等を基に、令和6年度に上田市子ども・子育て会議に諮問し、「第3次上田市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和7年度～令和11年度）を策定する。

2 策定の手順

- (1) 利用者意向調査等（ニーズ調査、ワークショップ）の実施 ※令和5年度実施
- (2) 量の見込み確保方策を検討 → 庁内関係課（教育・保育・子育て支援等関係課）
上田市子ども・子育て会議
- (3) 施策の内容・事務事業の検討 → 庁内関係課（各施策の関係課）
上田市子ども・子育て会議
- (4) 計画（案）意見聴取 → 上田市子ども・子育て会議、パブリックコメント

※ 策定作業にあたっては、コンサルタント事業者への業務委託を予定。

3 策定スケジュール

(1) 令和5年度実施内容

ア 利用者意向調査等（ニーズ調査等）

① アンケート調査

- ▶ 対 象： 就学前児童の保護者（1,000人）
小学生児童の保護者（1,000人）
中・高校生の生徒等（1,000人）
- ▶ 方 法： 郵送 ※ながの電子申請サービスからの回答可
- ▶ 期 間： 令和6年1月19日（金）～2月2日（金）

対象者	配布数(人)	回収数(人)	回収率(%)
就学前児童の保護者	1,000	406	40.6
小学生児童の保護者	1,000	427	42.7
中・高校生の生徒等	1,000	278	27.8
計	3,000	1,111	37.0



高校生ワークショップ



小学生保護者ワークショップ

② ワークショップ

対象者	期 日	場 所	テ ー マ
就学前児童の保護者（9人）	3月16日（土）13時～	健康プラザ	子育てしやすいまちづくりについて
小学生児童の保護者（10人）	3月17日（日）14時～	〃	
中・高校生の保護者（13人）	3月16日（土）16時～	〃	
小・中学生の児童・生徒（15人）	3月17日（日）10時～	〃	私たちの声を届けよう
高校生の生徒（16人）	3月12日（火）16時30分～	〃	

(2) 令和6年度実施内容【概略】

- 4月24日(水) ・上田市子ども・子育て会議 諮問
 - 5～11月
 - ・庁内関係課検討会議（会議3回）
 - ・上田市子ども・子育て会議（4回）
 （検討内容）
 - 教育・保育の量の見込み及び確保方策
 - 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み
 - 上田市子ども・子育て支援事業計画案の検討 等
 - 11～12月
 - ・中間報告
 - ・パブリックコメント
 - 2月
 - ・上田市子ども・子育て会議 答申
- ※令和7年4月「第3次上田市子ども・子育て支援事業計画」計画施行

4 庁内関係課

区分	部局	所属	主な子育て支援施策
1	市民まちづくり推進部	市民参加・協働推進課	交通安全、防犯等
2		移住交流推進課	移住定住、結婚支援等
3		人権共生課	ワークライフバランス、多国籍等
4	福祉部	福祉課	福祉医療、貧困等
5		障がい者支援課	障がい児福祉等
6	産業振興部	地域雇用推進課	就職支援等
7	都市建設部	土木課	バリアフリー化等
8		都市計画課	公園整備等
9		建築課	バリアフリー化等
10		住宅政策課	市営住宅等
11	教育委員会	学校教育課	放課後児童、学校教育等
12		生涯学習・文化財課	児童・青少年健全育成等
13	健康こども未来部	健康推進課	母子保健等
14		地域医療政策室	内科・小児科初期救急センター等
15		保育課	保育等
16		子育て・子育て支援課	子育て支援、発達相談等

「第3次上田市子ども・子育て支援事業計画」策定に伴う検討部会について

1 各検討部会について

検討事項等について検討部会ごとに協議検討し、全体会で確認等を踏まえ計画を策定する。あわせて検討部会ごとに計画等へ搭載すべき事案等を検討し、計画へ反映させていく。

検討部会	事務局
保 育 ・ 教 育 部 会	保 育 課
放 課 後 児 童 対 策 部 会	学 校 教 育 課
子 育 て 支 援 事 業 部 会	子 育 て ・ 子 育 ち 支 援

2 検討事項について

(1) 「教育・保育施設」の充実

ア「教育・保育提供区域」の設定

イ「教育・保育施設」量の見込みと確保方策

【保育・教育部会】

① 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育等

※留意点（抜粋）

- 「認定こども園、幼稚園、保育所等」の量の見込みの算出に関わる区分について
 - ▶ 近年の育休休業の取得状況や保育所等への入所申込者数などから、1歳児と2歳児の保育ニーズに差異が見られることから、1歳児と2歳児とを分けて設定すること。
- 「幼児期の学校教育の利用希望の強い者」の量の見込みの算出について
 - ▶ 量の見込みの算出に必要な「利用意向率」について、これまでの利用実績の値を用いた算出方法のほかに、保護者等の利用希望の数値を使用することも可能とし、市町村の実態に応じた方法とする。
- 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組みについて
 - ▶ 外国人幼児や保護者及び教育・保育施設等に対する支援方針等を記載する。
 - ▶ 保育所等と小学校等との円滑な接続の推進の取組み等、地域の実情に応じた質の向上施策を記載する。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の充実

ア「地域子ども・子育て支援事業」ごとの区域の設定

イ「地域子ども・子育て支援事業」量の見込みと確保方策

【子育て支援事業部会】

- 利用者支援事業（基本型、地域子育て相談機関、こども家庭センター型）
- 地域子育て支援拠点事業
- 妊産婦健康診査
- 乳幼児家庭全戸訪問事業
- 子育て短期支援事業
- ファミリーサポートセンター事業
- 病児・病後児保育事業
- 子育て世帯訪問支援事業
- 親子関係形成支援事業

※留意点（抜粋）

- 「子育て短期支援事業」の量の見込みの算出について
 - ▶ 相談支援員等が対応している児童・保護者等の中で、本事業利用が望ましい児童・世帯数について、これまでの利用実績の値を用いた算出方法のほかに、申請受付実績（定員超過等により利用できなかった数も含む）から推計する等、各市町村の実情に応じて算出する。

- 「利用者支援事業」の提供体制の確保の方策に関わる区分について
 - ▶ 利用者支援事業の「基本型」とともに「地域子育て相談機関」「特定型」「こども家庭センター型」を設定する。
 - ※基本型：子育て支援に関する情報収集・発信、子育て支援事業等利用に関する助言等（当事者の目線に立った寄り添い型の支援等）
 - ※地域子育て相談機関：全ての子育て世帯等の包括的な相談支援等を行う、身近な子育て支援の場における相談機関の整備に努める。（改正児童福祉法に伴う事業）
 - ※特定型：市長村窓口で地域の保育所や保育サービスに関する情報提供や利用に向けて支援する。
 - ※こども家庭センター型：母子保健を担当する子育て世帯包括支援センターと、児童福祉を担当する子ども家庭総合支援拠点の両機能を一体的に情報共有・連携を強化し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ相談等支援を有する機関として「こども家庭センター」を設置する（改正児童福祉法に伴う事業）
- 児童福祉法改定による新事業（利用者支援事業を除く）
 - ▶「子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）」、「児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）」、「親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）」

【保育・教育部会】

- 利用者支援事業（特定型）
- 一時預かり事業
- 延長保育・休日保育事業

※留意点（抜粋）

- 「利用者支援事業」の提供体制の確保の方策に関わる区分について
 - ▶ 利用者支援事業の「基本型」とともに「地域子育て相談機関」「特定型」「こども家庭センター型」を設定する。
 - ※特定型：市長村窓口で地域の保育所や保育サービスに関する情報提供や利用に向けて支援する。
- 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組みについて
 - ▶ 外国人幼児や保護者及び教育・保育施設等に対する支援方針等を記載する。
 - ▶ 保育所等と小学校等との円滑な接続の推進の取組み等、地域の実情に応じた質の向上施策を記載する。

【放課後児童対策部会】

- 児童育成支援拠点事業
- 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

※留意点（抜粋）

- 児童福祉法改定による新事業（利用者支援事業を除く）
 - ▶「子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）」、「児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）」、「親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）」
- 「放課後児童健全育成事業」の量の見込みを算出する際の区分について
 - ▶ 女性就業率が全国的に上昇する中、女性就業率と学年ごとの放課後児童クラブ利用率の相関関係を考慮しながら、可能な限り学年ごとの見込みを算出する。

3 今後のスケジュールについて ※各回全体会の後で開催（予定）

- (1) 第1回 検討部会 期日：令和6年4月24日（水）
 - ・各検討部会での検討事業等の確認
 - ・部会長及び副部会長の選出
- (2) 第2回 検討部会 期日：令和6年5月15日（水）
 - ・区域の設定
 - ・量の見込み確保方策 等
- (3) 第3回 検討部会 期日：令和6年7月29日（月）
 - ・量の見込み確保方策 等

地域子ども・子育て支援事業一覧

No.	事業区分	事業内容	検討部会
1	基本型	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業	子育て支援事業部会
2	地域子育て相談機関 ㊦	相談の敷居が低く、物理的にも近距離のある相談機関を整備し、子育て世帯との接点を増やすことで、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増やすことを目的とする事業	〃
3	特定型 ㊦	いわゆる保育コンシェルジュとして、主に市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う事業	保育・教育部会
4	こども家庭センター型 ㊦	母子保健を担当する子育て世帯包括支援センターと、児童福祉を担当する子ども家庭総合支援拠点の両機能を一体的に情報共有・連携を強化し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの相談等支援を有する機関として「こども家庭センター」を設置するもの	子育て支援事業部会
5	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	子育て支援事業部会
6	妊産婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	〃
7	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師や助産師、看護師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	〃
8	子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(ショートステイ事業、夜間支援事業)	〃
9	ファミリー・サポートセンター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育ての中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業	〃
10	一時預かり事業	就労または学習等による断続的な理由や冠婚葬祭等による緊急的な理由等で、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園等において、一時的に預かりや必要な保護を行う事業	保育・教育部会
11	延長保育事業	通常の開所時間を越えて、更に延長して保育を行う事業(延長保育)や、日曜日・祝日にも保育を行う事業	〃
12	病児・病後児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業	子育て支援事業部会
13	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに対し、授業終了後や学校休業日に小学校の余裕教室等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図る事業	放課後児童対策部会
14	子育て世帯訪問支援事業 ㊦	家事、育児等に対して不安又は負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の福祉の向上を図るため、訪問支援員が家庭に訪問し、家事、育児等を支援する事業	子育て支援事業部会
15	児童育成支援拠点事業 ㊦	養育環境等の課題(虐待リスクが高い、不登校等)を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与るとともに、児童や保護者への相談等を行う、学校や家以外の子どもの居場所支援事業	放課後児童対策部会
16	親子関係形成支援事業 ㊦	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う事業	子育て支援事業部会

=参考=

「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver.1）
について」（令和6年3月11日事務連絡・こども家庭庁育成局総務課）内容〔抜粋〕

【改訂のポイント】

- 0歳児保育の量の見込みに関して、「0歳児保育の「量の見込み」等について」（平成26年7月10日内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡）において示していた「1歳から必ず利用できる事業があれば、1歳になるまで育休を取得したい」者を考慮する場合の算出方法に誤りがあったため、正しい算出方法をお示ししたこと。
- 利用者支援事業の量の見込みに関して、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）による児童福祉法の改正（以下「令和4年児童福祉法改正」という。）により市町村に対しこども家庭センターの設置が努力義務化されたことを受けて、こども家庭センター型については令和8年度までに整備が図られるよう、地域の実情に応じてその量の見込み及び確保方策を設定すること。また、令和6年度予算案から、利用者支援事業の基本型を複数の類型に分割し、これらを地域子育て相談機関への補助に活用することを可能としつつ、地域子育て相談機関は必ずしも利用者支援事業の基本型の財政支援を受けずとも実施することも可能であることから、利用者支援事業の基本型を活用したもの・していないものの両方を合算した、地域子育て相談機関全体の量の見込み及び確保方策も設定し、利用者支援事業の基本型の量の見込み及び確保方策とは別に記載すること。
- 「複数の市町村による共同策定が可能な法定計画について」（令和4年4月5日付け総務省自治行政局市町村課事務連絡）を受けて、複数の市町村による共同策定についても必要に応じて検討いただくこと。
- 第一期・第二期同様に、第三期市町村支援事業計画や第三期都道府県支援事業計画における「量の見込み」及び「確保方策」等に関する調査を行う予定だが、調査にあたっては、それらの算出方法等は問わず、それらの数のみを調査する予定であること。
- また、第三期手引き改訂版 ver.1 冒頭に記載のとおり、本年夏頃以降に再度本手引きを改訂する可能性があることにご留意いただくこと。具体的には、令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備することとしていた「新子育て安心プラン」の後の保育提供体制についての検討状況及び本年2月16日に閣議決定された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案(※)」の国会における審議状況について注視すること。

(※)「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)における「こども・子育て支援加速化プラン」の実施のため、妊婦のための支給給付・妊婦等包括相談支援事業の創設(令和7年4月1日施行)、こども誰でも通園制度の創設(令和7年4月1日制度化、令和8年4月1日給付化)、産後ケア事業の提供体制の整備(令和7年4月1日施行)等の制度改正事項が盛り込まれているところです。

「第3次上田市子ども・子育て支援事業計画」策定スケジュール（案）

資料5

区分	令和6年度（2024年度）											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
庁内関係課会議等	●事務局会議 (4/18(木)) ●部長会議 (4/24(水))	●第1回庁内関係 課会議(5/17) (計画の策定につ いて、R5進捗状 況)	市議会	○上田市子ども子育て 会議委員改選 (現任期:R4.7.28~ R6.7.27)	●第2回庁内関係 課会議 (8/20(火)) (骨子案、素々 案)	市議会	●第3回庁内関係 課会議 (10/21(月)) (素案)	●理事者中間報告	市議会	●パブリックコメ ントへの対応	●部長会報告 (2/12(水)) ※議案決定会議兼部長会議	市議会
子ども・子育て 会議	●第1回会議 (4/24(水)) (ニーズ調査結 果、計画の策定) 市長からの諮問	●第2回会議 (5/15(水)) (骨子案)		●第3回会議 (7/29(月)) (量の見込、確保 の方策、R5進捗 状況、骨子)		●第4回会議 (9/26(木)) (素々案)		●第5回会議 (11/15(金)) (素案)			●第6回会議 (2/4(火)) (最終案) 市長への答申	
	●各検討部会の部 会長等の決定(保 育・教育、放課後 児童対策、子育て 支援)	●各検討部会 (区域の設定と量 の見込)		●各検討部会(確 保の方策)								
子ども・子育て 支援事業計画 策定内容等	内容等	●第2次計画の評 価 ●骨子案の検討 ●区域の設定 ●量の見込の検討	→	●素々案の検討 ●確保の方策の検 討	→	●素案の検討	→	●最終案の検討	→	●パブリックコメ ント		●策定
	委託事業者	●会議支援	●骨子案 ●会議支援	●量の見込、確保 方策 ●会議支援	●量の見込、確保 方策 ●会議支援	●素々案 ●会議支援	●素々案 ●会議支援	●素案 ●会議支援	●最終案 ●会議支援	●計画書、概要版 の作成	●計画書、概要版 の納品	
県協議・報告等			●6月「量の見 込」県へ報告		●8月「確保方 策」県へ報告		●10月「長野県 子ども・子育て支 援事業支援計画」 案の検討					●3月「長野県子 ども・子育て支援 事業支援計画」確 定

小規模保育事業の休止について

標記について、市内で小規模保育事業を行う事業者から、以下のとおり、事業の休止申請があり、市として承認しましたので、報告します。

1 申請事業者 未来プロジェクト株式会社

2 休止施設の名称等

(1) 施設名 インターナショナルスクールオブ長野 大学前キャンパス

(2) 所在地 上田市下之郷乙281番地2

(3) 事業類型 小規模保育事業B型

(4) 定員

0歳児	1歳児	2歳児	合計
3人	8人	8人	19人

3 休止の理由

上田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第31条第2項に基づく配置基準上の保育士の確保が困難なため。

4 在籍児童及び在籍職員への対応について

- ・ 在籍児童については、令和6年度入園決定時点で、年度途中の入園予定を含め、児童5人の入園が決定していたが、保護者からの同意を得て転園調整を行った。
- ・ 在籍職員については、未来プロジェクト株式会社で引き続き雇用し、同社が運営する市内の他の小規模保育事業所（上田インターナショナルスクール古里キャンパス、上田インターナショナルスクール上田原キャンパス）に勤務する。

5 休止期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日